

産業構造審議会割賦販売分科会
第7回個人情報情報小委員会 議事要旨

1. 日時：平成16年9月9日（木） 10：30～12：30
2. 場所：経済産業省本館17階 第一共用～第二共用会議室
3. 議題：経済産業分野の信用分野における個人情報保護に関するガイドライン等について
4. 議事内容

金融庁企画課調査室から、9月6日の金融審議会の審議状況について説明を行った。

その後事務局からガイドライン要綱案について説明した上で自由討議を行った。

(1)定義等

- ・「与信事業者」の定義に関し、割賦販売法の適用を受けていない企業であって、信用情報機関に加盟しているものは該当するのか。信用情報機関に加盟している者であれば、5千人分未満でも本ガイドラインの対象にした方がいいのではないか。

5千件以上かどうかの算定方法は、信用情報機関に加盟している場合、ネットワークを通じて利用可能な情報数の総和でカウントされるため、本ガイドラインの適用対象となる。また、割賦販売法の適用を受けていないでCICに加盟している企業は、経済省の所掌に係る信用供与に当たれば対象となる。

(2)同意取得について

- ・「原則として、書面同意（電子的方法等を含む。）」中の「等」は何を指すのか。また、電子的方法を利用できない消費者にとってはどうなるのか。経済産業省ガイドライン10ページにあるが、電磁的方法その他の人の知覚によらない方法の意味。また、現状行われているネット取引などの業界実態も踏まえて、また業界自主ルールとの整合性も考慮しつつ、実態に応じて見直していく。

(3)利用目的による制限

- ・「望ましい」というのはどの程度の拘束力があるものなのか。相当程度の実効性があると考えて良いのか。特に、ダイレクトメール用に個人情報を利用することについて拒否することは良くあることなので、そのことをもって事業者が契約を拒否しないということは、望ましいではなく、もっと強い抑制の表現とすべきではないか。

法律上、義務となっていないものについて、事業者に義務を課すのは困難だが、表現ぶりについては適切に工夫したい。ダイレクトメールについては、業界も対応する方向で検討頂いているので実効性が期待できると考えている。

- ・経済産業省ガイドラインと信用分野ガイドラインの関係を明記すべき。目的のところ、法の6条と8条に基づくというのはよく分かる。6条に基づき格別の措置、8条に基づき事業者や地方自治体への支援のための措置という整理だと考える。また、各ガイドラインは主務大臣制に則り各主務大臣がそれぞれ定めるということだが、複数のガイドラインの適用を受ける事業者もあり、整合性の問題については国民生活審議会の場で議論する必要がある。

- ・与信の目的での利用同意と、ダイレクトメールなどの与信以外の目的での利用同意の二つに消費者が区別して同意できるように二段階の同意を得ることを前提としているのか。

事務局としては、与信での目的の利用について拒否された場合は、契約拒否もやむを得ないとし、与信以外での利用のうち特に販促目的について拒否された場合は契約を拒めないという整理としている。同意を二段階で取るということではないが、消費者が利用目的を適切に理解した上で同意するようにする必要があると考えている。

- ・センシティブ情報の中に財産・収入は入るのか。

一般論としては、収入に限らず、学歴等も入ることもあるかもしれない。このガイドラインとしては、センシティブ情報の取得は原則禁止としている中、事業によっては、例外を設けるのかどうかという議論ということになるか。

要綱案で示している例示は、平成10年の懇談会で議論頂いたものを参考にした。金融庁案はもともとのベースはEU指令と承知。これらの中では収入などは入っていない。

センシティブ情報については、海外においてもこれまで多くの議論が重ねられてきているところ、これらも踏まえるのが適当。

(4) 安全管理措置

- ・ 組織的措置中、外部監査は義務になるのか。義務である場合、全ての事業者が行うのは厳しい。
外部監査は、実施状況の確認の例示として入れたもの。外部監査を義務付ける趣旨ではない。
- ・ プライバシーマークやISMS等の既存の基準や監査を既に導入している企業もあることから、これらの実態も踏まえて幅広く捉えるのも一案ではないか。
- ・ 最近の事例を見ても委託先からの漏洩は多い。経済効率を考えると、委託するのも理解できるが、十分監督できるよう、監督体制の十分な検討が必要。
経済産業省ガイドライン33ページにも事例を含め記述はあり、適切に対処してもらえるものと考えている。

(5) 第三者への提供の制限

- ・ 割賦販売法に基づき信用情報機関を通じて個人信用情報を利用することにより、多重債務問題や過剰与信の防止に資し、消費者保護につながる。この意味で信用分野の特殊性は、個人信用情報の第三者提供にある。このため、オプトアウトについての制限は合理的と考える。ただし、破産情報などの官報情報を例外とすることには違和感があり、利用できるようにすべき。また、信用情報機関から加盟する会員への情報提供については、第三者提供に当たるのか。その際加盟会員のうち、問題を起こしている会員にのみ会員が情報提供の停止を求めることは可能なのか。
信用情報機関から加盟会員への情報提供は、第三者提供と考える。信用除法機関の一部の会員への情報提供について停止することができるかどうかは、御議論頂きたい点ではあるが、現状信用情報機関も会員のモニタリングなど行っている。官報情報は直接同意を取ることが不可能なため、利用することを是とする場合、オプトアウトした上で利用するしかないため、オプトアウトの制限の例外とした。
- ・ 11.(1)の同意の意志の記載と、金融庁ガイドライン要綱第8条2の確認欄を設けることは、趣旨は同じなのか。
趣旨は同じであり、例示の問題と認識。調整する。
- ・ 「信用情報機関(名称及び性格も)」とあるが、性格についてはなかなか一言では記載しにくい。
名称だけでは、消費者から見て分かりにくいという御意見を踏まえてとり

あえずこのような表現にしているが、検討して適当なものがあれば直していく。

- ・ 信用情報機関に限ることではないが、ホームページで見ても信用情報機関の性格は分かりにくい。また、信用情報機関といっても様々なものがあり、信用情報機関ごとに取得する情報が異なる。特に信用情報機関がホワイト情報を交流するということになると、また状況が大きく異なってくる。そのような状況を踏まえ、慎重に対応していくべき。
- ・ 信用情報機関の説明については、やはり名称だけでは分かりにくいので例えば性格など具体的なイメージも明記すべき。
- ・ 信用情報機関間の情報交流は重要な問題。経済産業省と金融庁にまたがる問題なので、金融庁とよく調整してほしい。

(6) 開示の求めに応じる手続

- ・ 施行令で一般代理人を認めることになっているところ、代理人の資格を弁護士又は親族に限定することは可能なかどうか。他方、特に就職など従属関係のある中で乱用されかねないという懸念もある。

事務局では、代理人自身の適正な確認、また、開示先については本人に直接行うのも可能とする案を示させて頂いているところ。ご指摘を踏まえ、引き続き検討を行う。

問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局取引信用課 飯田、広瀬

TEL：03-3501-1511（内線4191）

本議事要旨は暫定版のため今後修正があり得ます。